



社員向け定期健康診断

社員の方は「社員向け定期健康診断」を受診してください。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合では、社員の皆様の健康診断および保健指導について、事業主から受託しています。

社員の皆様には、健康増進センターヘルプデスク（kenshin_System@helpdesk-kenpo.jp）より個別に健康診断の案内メールが届きます。案内メールに従い健康診断を受診してください。

検査項目や注意事項など詳細は、健保ホームページの「社員向け定期健康診断のご案内」をご覧ください。

[健保ホームページ](#)
[保健事業](#)
[社員向け定期健康診断のご案内](#)

「社員向け定期健康診断」に関しては健康増進センターヘルプデスクへお問い合わせください。

お問い合わせ先：

e-mail: toiawase@helpdesk-kenpo.jp

TEL: 03-3808-1701 (8:30～17:00 土日祝祭日および健康増進センター休診日を除く)

健康診断は、(公財)パブリックヘルスリサーチセンターに業務委託しています。

「人間ドックプログラム」と「社員向け定期健康診断」の両方を受診することはできません。

「人間ドックプログラム」(8ページ参照)を利用される場合は、その結果を「社員向け定期健康診断」の代替といたしますので、社員向け健康診断のキャンセルをお願いいたします。両方受診された場合は、人間ドック健保負担額を請求いたします。

特殊作業従事者、深夜業務従事者には、定期健康診断に加え、業務に応じた健診や検査項目が追加されています。

特殊健康診断は人間ドックプログラムの結果を代用することはできませんので、案内された特殊健診は必ず受診してください。

深夜業務者の健康診断は半年ごとに実施いたします。深夜作業従事者が人間ドックプログラムを利用する場合は、半年ごとに健診が受診できるようご注意ください。

注意 点

- ・退職後は、社員向け定期健康診断は受診できません。特例退職被保険者、任意継続被保険者に加入した方は、改めて家族健診の予約をお取りください。(21ページ 家族健診ガイド 参照)
- ・健康診断は、事業主より健診対象者にご連絡いただいた方にご案内しています。休職等で対象外となっている場合があります。健診対象者か否かは、事業主にご確認ください。
- ・健康診断の受診を無断キャンセルした場合、キャンセル料が発生する場合があります。

事業主保健指導について

労働安全衛生法で、事業主は健康診断の結果で特に健康の保持に努める必要があると認める者に対して保健指導の実施に努め、また、皆様は保健指導を利用してその健康の保持に努めるものとする、とされています。これに基づきIBM健保組合では健康診断同様、事業主から受託し、保健指導を外部機関へ委託し実施しています。